

障害年金講座

第45回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

さて、今回のテーマは、**障害認定日について**です。

かけはし第49号（平成30年3月）、かけはし別冊（令和5年5月＜基本事項＞）におきましても同様のテーマを掲載しておりますが、照会が多く寄せられているテーマですので、追加事項を含め再度掲載します。なお、追記した事項については**青字**とさせていただきました。

（1）障害認定日とは

障害認定日とは請求する傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とされています。

「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的にその傷病が治ったとき、又はその症状が安定し、長期にわたってその疾病的固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいいます。具体的には、次の（2）表の「障害認定日」が初診日から起算して1年6月を経過した日より前である場合は、その日を障害認定日とします。なお、表以外の場合でも、障害認定基準に記載されている「傷病が治った場合」に該当すれば、初診日から起算して1年6月を経過した日より前に障害認定日として認定されます。

また、20歳前の未加入期間に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6月を経過した日が20歳前の場合は20歳に到達した日、20歳後の場合は1年6月を経過した日のことをいいます。

(2) 初診日から起算して1年6月を経過する前に 障害認定日として取り扱う事例

診断書	傷病が治った状態	障害認定日	障害等級の目安
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日（※1）	2級
	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日	上肢3大関節又は下肢3大関節に人工関節を挿入置換した場合、原則3級（※2）
肢体	切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日 (障害手当金は創面治癒日)（※3）	1肢の切断で2級、2肢の切断で1級、一下肢のショパール関節以上で欠くと2級、リスフラン関節以上で欠くと3級
	脳血管障害による機能障害	初診日から6月を経過した日以後（※4）	
呼吸	在宅酸素療法	開始日（常時使用の場合）	3級（常時（24時間）使用の場合）
	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）	装着日	3級
循環器 (心臓)	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日	1級（術後の経過で等級の見直しがある）
	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器） 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	装着日 挿入置換日	重症心不全の場合は2級（術後の経過で等級の見直しがある） 3級（一般状態区分が「イ」か「ウ」の場合）
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3月を経過した日（※5）	2級
	人工肛門造設、尿路変更術	造設日又は手術日から起算して6月を経過した日（※5）	左記のいずれか1つで3級
他	新膀胱造設	造設日	3級
	遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後（※6）	1級

（※1）～（※6）の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

前ページ（2）表の事例に該当する場合は、原則※、診断書の治った日の記載にかかわらず、事例に該当した日を障害認定日とします。例えば、ひざ上で足を切断し、診断書に「傷病が治っていない場合・・症状がよくなる見込 無」と記載されていたとしても、切断日を障害認定日とします。

※脳血管障害による機能障害と遷延性植物状態については、医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められた日を確認するため、治った日の記載が必要です。

※1

喉頭全摘と類似している喉頭亜全摘の場合は、障害認定日とはなりません。
また、咽頭（いんとう）全摘も、障害認定日とはなりません。
なお、喉頭全摘した場合は原則、永久固定となります。

※2

人工関節又は人工骨頭を挿入置換した場合は、診断書の内容によっては、障害等級の目安より上位等級となることがあります。（16ページの資料①「人工関節または人工骨頭をそう入置換した方の障害状態が悪化した場合の障害認定（想定事例）」参照。）
肘関節については、上腕尺骨関節に人工関節を挿入置換した場合は3級に該当します。（17ページの資料②「肘関節の人工関節挿入置き換えの取り扱い」参照。）

※3

骨の部分から切り離された状態を「切断」、関節部分から切り離された状態を「離断」といいます。

指の切断又は離断による障害の程度を認定する時期（本来の障害認定日よりも前）は、3級以上に該当する場合は、切断又は離断した日ですが、障害手当金と旧法については、創面が治癒した日になります。ただし、手当金相当の切断と機能障害が混在する場合は、本来の障害認定日となることがあります。

※4

脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から6月経過した日以降※に、医学的観点からそれ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるときに認定されるため、請求すれば必ず認められるものではありません。

なお、症状が固定していないと認定されて不支給となった場合も、初診日から起算して1年6月を経過する前に症状が固定した場合は、改めてその症状固定した日を障害認定日として障害認定日請求を行うことが可能です。

※初診日から6月を経過するまでは症状が固定しているとは認められません。

※5

初診日から起算して1年6月を経過する前でも、人工透析療法の場合は透析開始日から起算して3月経過した日、人工肛門造設又は尿路変更術の場合は、造設日又は手術日から起算して6月経過した日を障害認定日として請求することができます。

※6

「遷延性植物状態」の診断基準は、次の①～⑥に該当し、かつ、それが3月以上継続しほぼ固定している状態のことをいいます。遷延性植物状態（障害認定日）の起算日は、診断基準の6項目に該当した日になります。遷延性植物状態の診断が確定してから3月を経過した日ではありません。

＜植物状態の診断基準の6項目＞

- ①自力で移動できない
- ②自力で食物を摂取できない
- ③糞尿失禁をみる
- ④目で物を追うが認識できない
- ⑤簡単な命令には応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- ⑥声は出るが意味のある発語ではない

人工関節または人工骨頭をそう入置換した方の障害状態が悪化した場合の障害認定(想定事例)

【障害認定基準より一部抜粋～第1 上肢の障害 2 認定要領(1)コ より～】

コ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、次により取り扱う。

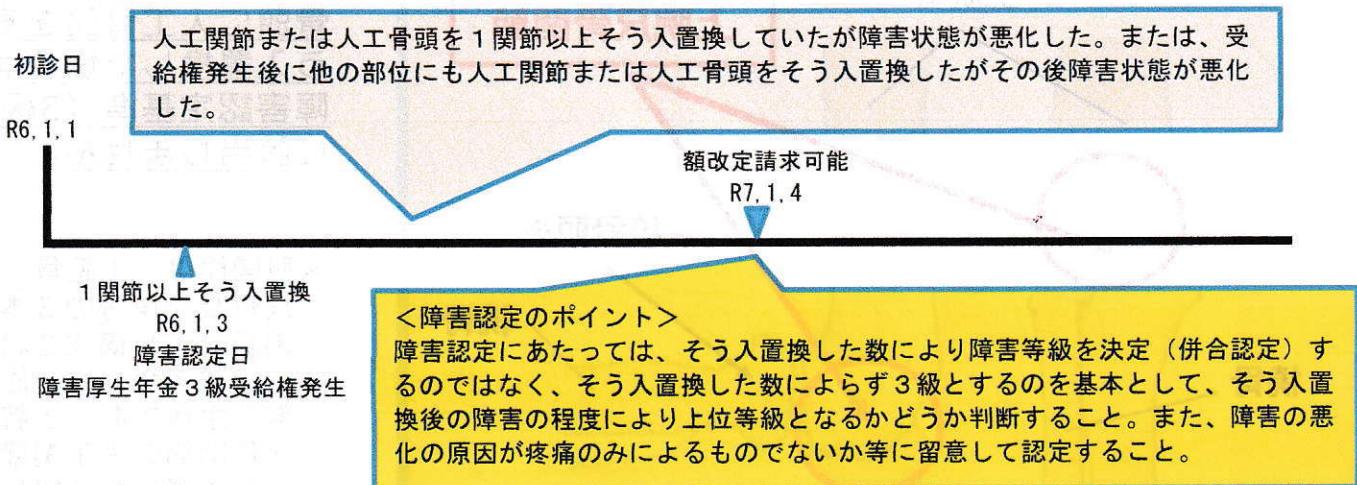
(ア) 一上肢の3大関節中1関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものや両上肢の3大関節中1関節以上にそれぞれ人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは3級と認定する。

ただし、そう入置換してもなお、一上肢については「一上肢の用を全く廃したもの」程度以上に該当するとき、両上肢については「両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの」程度以上に該当するときは、さらに上位等級に認定する。

(イ) 障害の程度を認定する時期は、人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日（初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。）とする。

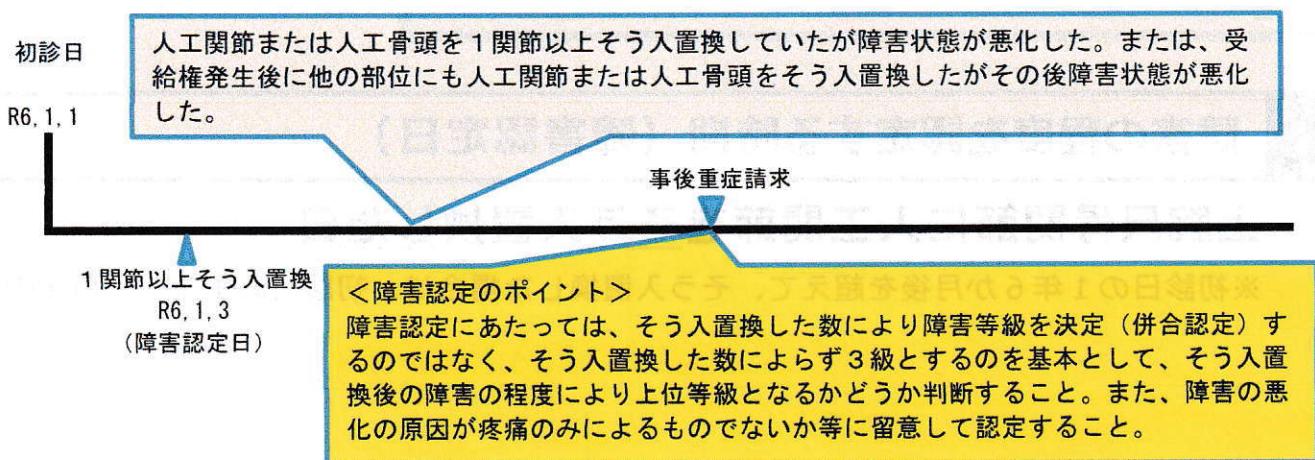
<想定事例：障害厚生年金の認定の場合>

○障害認定日による障害厚生年金3級と額改定請求（同一傷病による場合）



<想定事例：障害基礎年金の認定の場合>

○事後重症（同一傷病による場合）

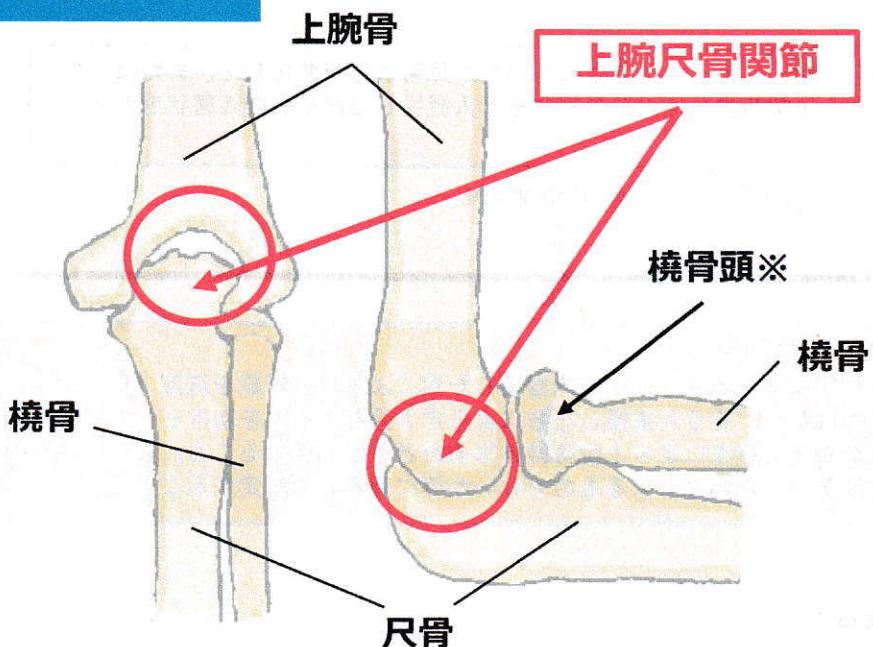


肘関節の人工関節そう入置換の取扱い

障害の程度

肘関節については、上腕尺骨関節に人工関節をそう入置換した場合は、3級に該当します。

右肘の例



※ 上腕橈骨関節の橈骨頭に人工骨頭をそう入置換した場合は、障害認定基準（3級）に該当しません。

* 肘関節は、上腕骨、尺骨及び橈骨の3本の骨により構成されていますが、肘の屈伸の主体である上腕尺骨関節の人工関節そう入置換が3級に該当します。

障害の程度を認定する時期（障害認定日）

上腕尺骨関節に人工関節をそう入置換した日

※初診日の1年6か月後を超えて、そう入置換した場合は、初診日の1年6か月後の日